第6次西条市障がい者福祉計画

障害者基本法に基づく第5次障がい者基本計画
障害者総合支援法に基づく第6次障がい福祉計画
児童福祉法に基づく第2次障がい児福祉計画

令和3年3月

愛媛県　西条市

はじめに

近年、全国的に、少子高齢化の進行、地域の繋がりの希薄化など、社会環境が急速に変化していく中で、ニーズも多様化しており、既存の制度では解決が困難な課題も増えてきています。

こうした中、全ての障がいのある方が、自ら選んだ場所で安心して社会生活を営むことができる「地域共生社会」の実現に向けて、関係機関が連携しながら、質の高いサービスが提供できる環境整備が求められており、乳幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージに応じて、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

本市においては、平成２７年度から令和２年度までの６か年を計画期間とする「第４次障がい者基本計画」、平成３０年度から令和２年度までの３か年を計画期間とする「第５次障がい福祉計画」「第１次障がい児福祉計画」を策定し、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」の基本理念の下、様々な障がい福祉施策に取り組んでまいりました。

そして、この度、計画期間の最終年度を迎え、引き続き本市の障がい福祉施策を計画的に推進していくため、前期計画の検証や、障がいのある方、障がい者団体、関係機関を対象に実施したアンケート調査の結果、さらには、社会情勢の変化や新たな課題等も踏まえて、令和３年度から始まる「第６次西条市障がい者福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、前期計画の基本理念を継承しつつ、国の基本指針に基づきながら、これまでの福祉施策の実績をベースに、これからの障がい者福祉の在り方を見据えつつ、本市の障がい者福祉行政のめざすべき方向性を定めたものです。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関の一層のご理解とご協力を得ながら、誰もが地域社会の一員として、生きがいを持って安心して生活ができるまちづくりをめざして、更なる取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました西条市障がい者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査へのご協力やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました関係機関・団体、市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和３年３月

西条市長　玉井　敏久

目次

第１編　　総　論 **1**
第1章　計画策定にあたって 2
第2章　障がい者福祉に関する現状 6
第3章　障がい者施策の重点課題 18
第4章　計画の基本的な考え方 20

第２編　　障がい者基本計画 **23**
施策の体系 24
第1章　啓発・広報の推進 25
第2章　保健・医療の充実 29
第3章　教育・育成の充実 33
第4章　雇用・就業の確保 35
第5章　生活支援サービスの充実 37
第6章　生活環境の整備・充実 41
第7章　学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進 44
第8章　差別の解消、権利擁護の推進 46

第３編　　障がい福祉計画　・　障がい児福祉計画 **49**
第1章　基本指針見直しのポイント 50
第2章　令和5年度の数値目標 51
第3章　障害福祉サービス等の見込みと確保方策 55
第4章　障害児通所支援等の見込みと確保方策 71

第４編　　計画推進に向けて **77**
第1章　計画の推進体制 78
第2章　計画の点検及び評価 79

第５編　　資料編 **80**
1.　参考資料 81
2.　西条市障がい者自立支援協議会委員名簿 82

第1編　総　論

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年度から「第４次障がい者基本計画」[平成 27 年度～令和２年度]、平成 30 年度から「第５次障がい福祉計画」「第１次障がい児福祉計画」（平成 30 年度～令和２年度）のもと、障がい福祉を推進してきました。

その間、国においては「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）等、国内法の整備が進められたほか、平成 30 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が改正となり、多様化する障がい者・障がい児のニーズに対応するサービスの提供が求められています。また、平成 30 年４月に改正「社会福祉法」が施行され、地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。さらに、令和２年４月に改正「障害者雇用促進法」が施行され、対象障がい者の不適切計上の再発防止や民間事業主に対する障がい者雇用を促進する取り組みが盛り込まれています。

このたび、「第４次障がい者基本計画」及び「第５次障がい福祉計画」「第１次障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正等、本市の障がい福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第６次西条市障がい者福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

障がい者基本計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がい者のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

＜策定する事項＞

●令和５年度における成果目標
・福祉施設の入所者の地域生活への移行
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　等

●障がい者（児）福祉サービス
・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
・見込み量確保のための方策

●地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
・見込み量確保のための方策

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

●「市町村障害福祉計画」
「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

●「市町村障害児福祉計画」
「児童福祉法」第 33 条の規定に基づき、障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

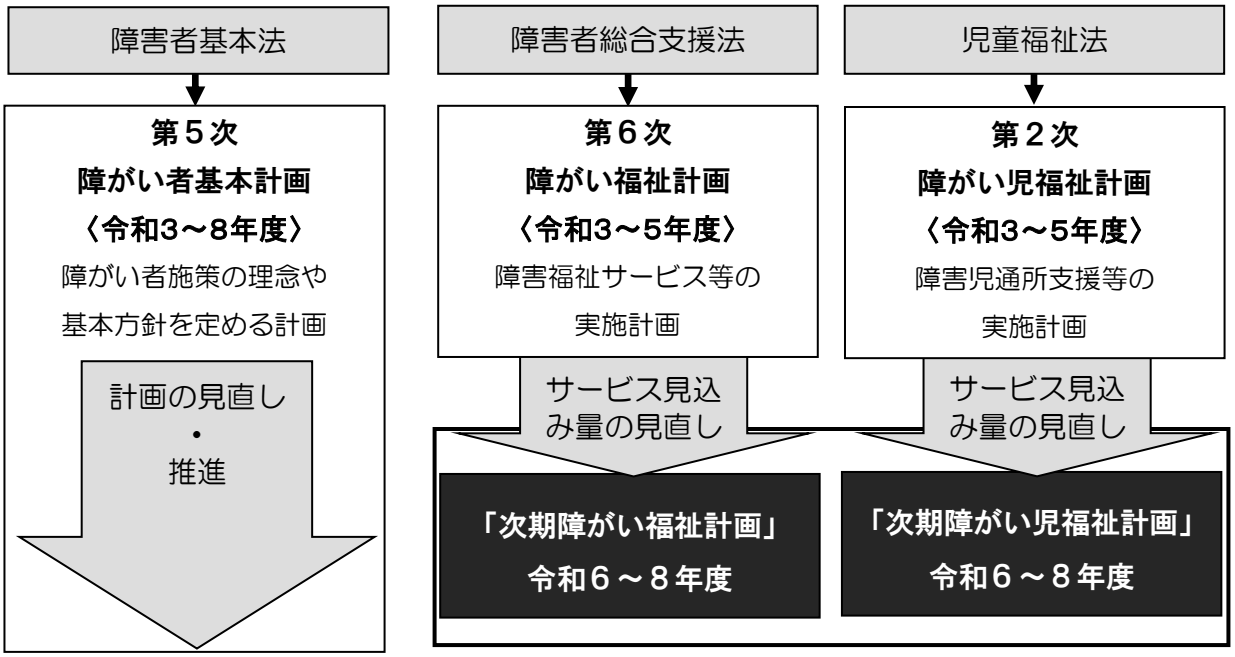

3. 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第４次）」[平成 30 年度～令和４（2022）年度]、「障害福祉計画（第６期）」[令和３年度～令和５年度]や県の「愛媛県障がい者計画（第５次）」（令和２年度～令和５年度）、「第６期愛媛県障がい福祉計画及び第２期愛媛県障がい児福祉計画」[令和３年度～令和５年度]、また、本市における上位計画である「第２期西条市総合計画」[平成 27 年度～令和６年度]との整合を図りつつ、「西条市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。

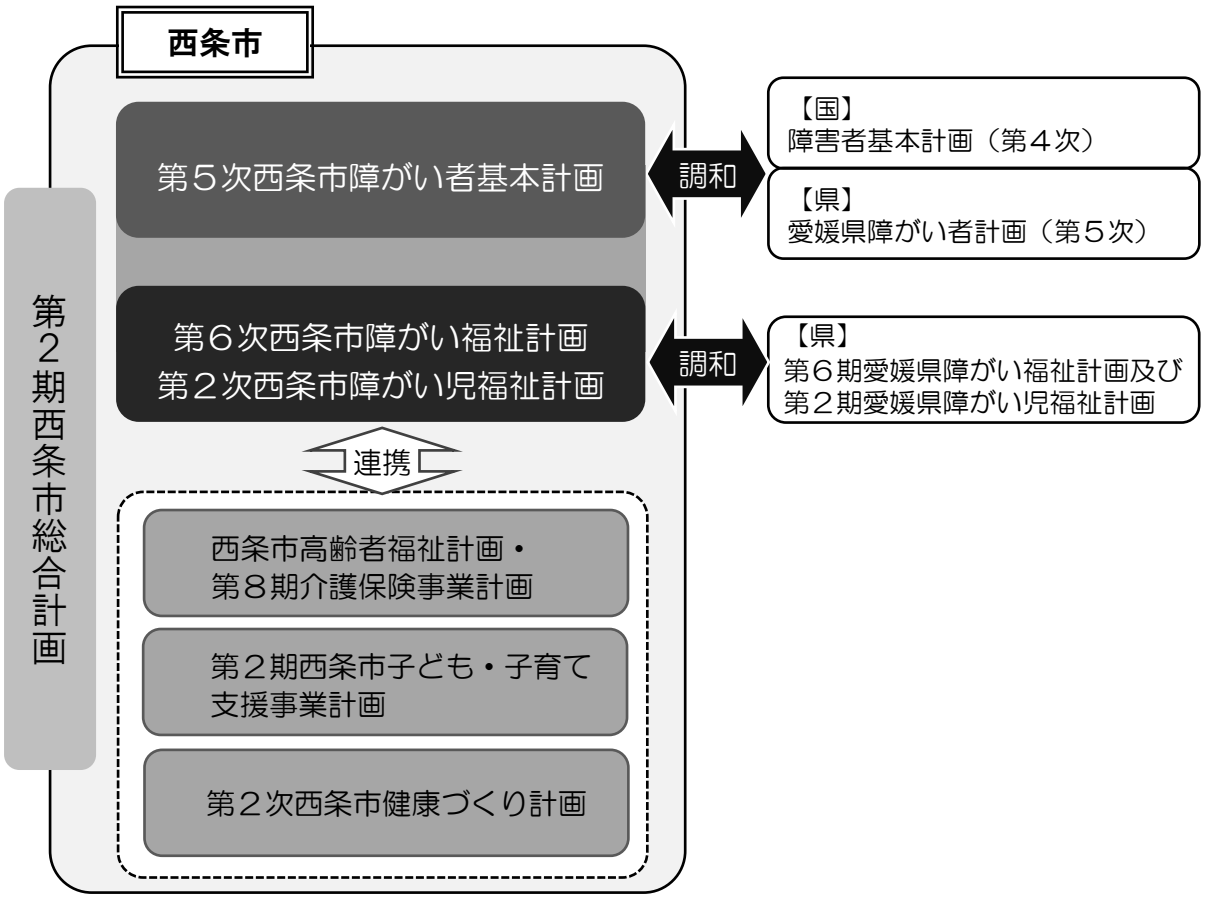

4. 計画の期間

「第６次障がい者福祉計画」は令和３年度から令和８年度までの６年間の計画を策定した「第５次障がい者基本計画」、令和３年度から令和５年度までの３年間の計画を策定した「第６次障がい福祉計画」「第２次障がい児福祉計画」とあわせ、計画期間は令和３年度から令和８年度までの６年間とします。

■ 計画の期間

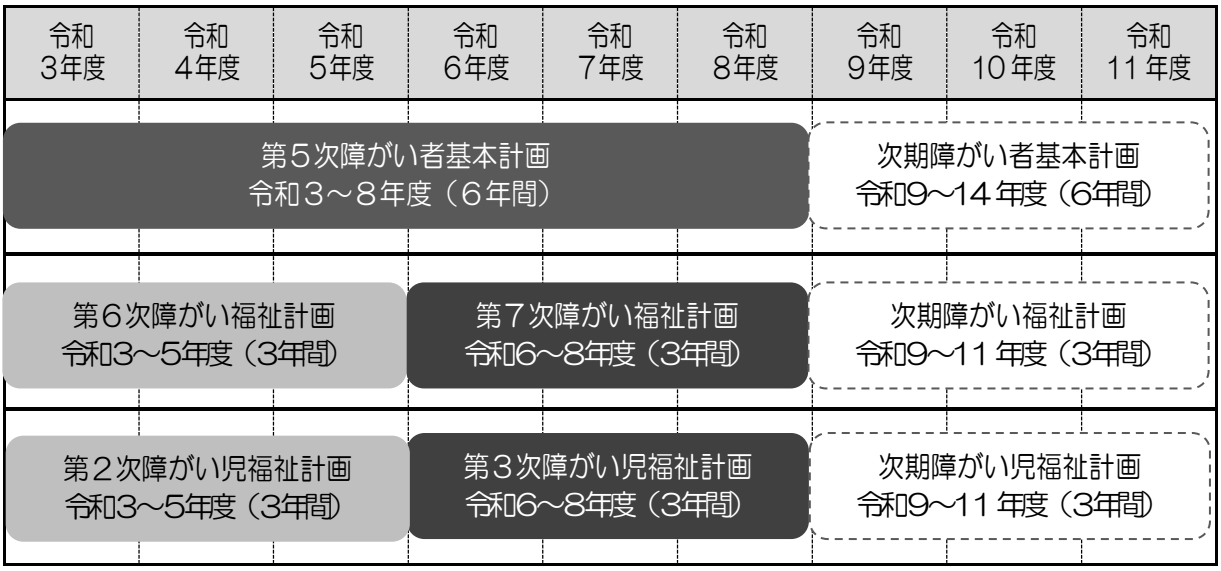

5. 計画の対象者

本計画の対象は、すべての市民、地域団体、障害福祉サービス事業所、企業、関係機関等とします。

また、障がい者について、「障害者基本法」第二条において次のように定義しています。

> 身体障害、知的障害、精神障害（※発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
>
> 障害者基本法第二条　より

第２章 障がい者福祉に関する現状

１．統計からみる本市の現状

〈１〉人口・世帯の状況

総人口は減少傾向となっており、令和２年には平成 28 年から 3,269 人減少の 108,961 人となっています。年齢３区分別にみると、０～14 歳人口、15～64 歳人口が減少する一方で、65 歳以上人口は増加しており、高齢化率も年々上昇しています。

世帯数についてみると、平成 31 年を除いて増加している一方、１世帯あたりの人員数は減少しており、令和２年には 2.15 人となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移

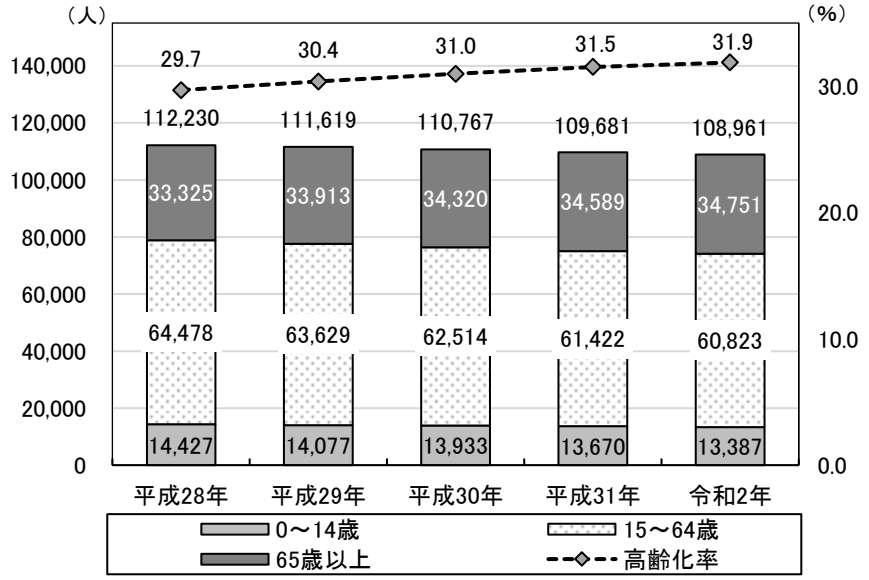

資料：【国】住民基本台帳（各年１月１日）

■世帯数と1世帯あたり人員の推移

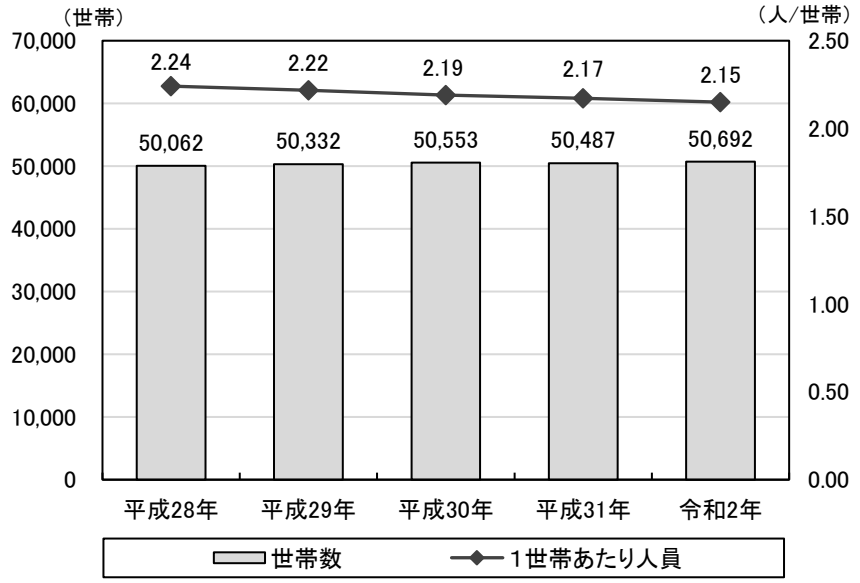

資料：【国】住民基本台帳（各年１月１日）

〈２〉障がい者の状況

１．身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度以降増加に転じ、令和２年度では 5,361 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満は 95 人前後で推移していますが、18 歳以上は平成 30 年度までは減少傾向、令和元年度以降は増加傾向にあり、令和２年度では 5,265 人となっています。

また、等級別にみると、最も所持者数が多い等級は１級で４割程度を占めています。いずれの等級も平成 29～30 年度までは減少傾向、令和元年度以降は増加傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

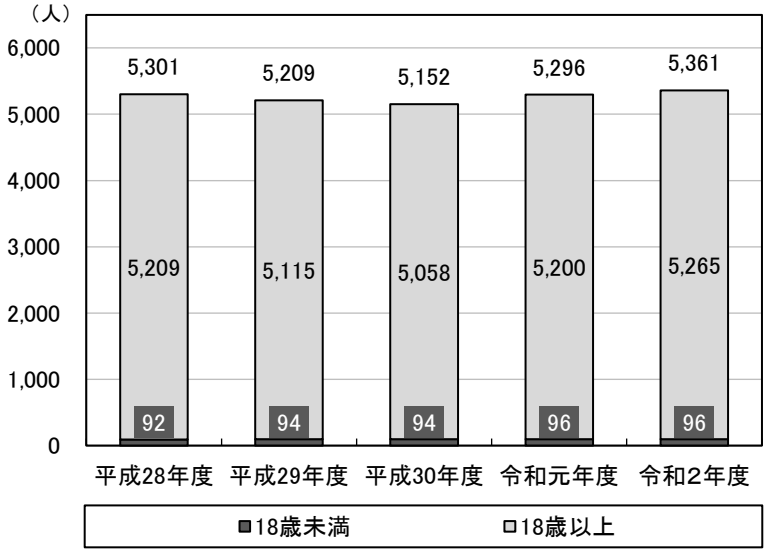

資料：西条市

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

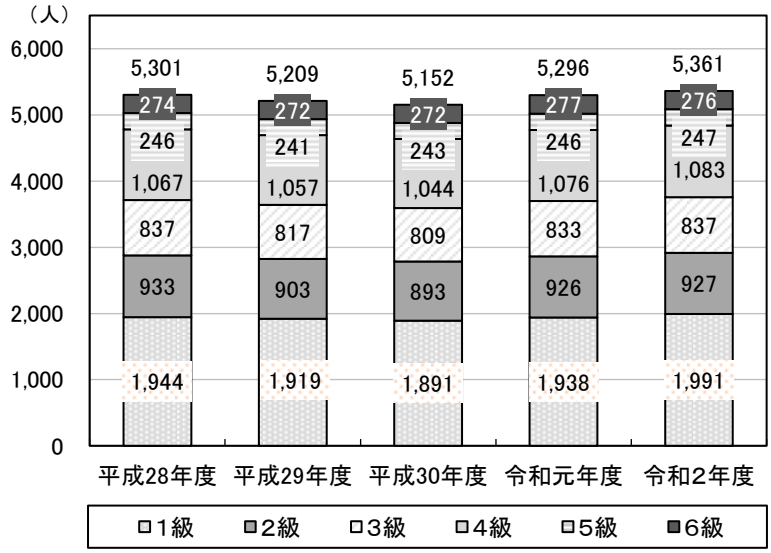

資料：西条市

2．療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、平成 29 年度に一度減少していますが、平成 30 年度以降増加傾向となっており、令和２年度では 1,221 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18 歳以上は増加傾向となっています。

また、程度別にみると、重度（A）、中軽度（B）とも、平成 29 年度に一度減少していますが、平成 30 年度以降増加傾向となっています。特に中軽度（B）は令和２年度に 775 人となっており、平成 28 年度と比べて 93 人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）

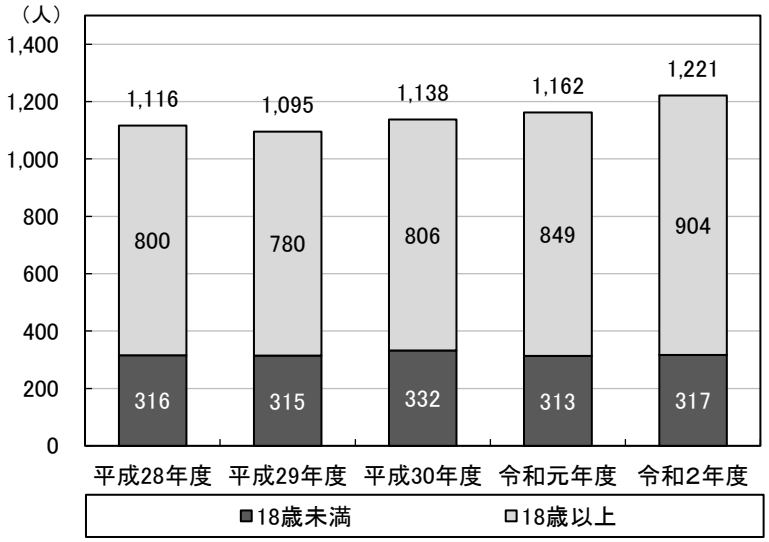

資料：西条市

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

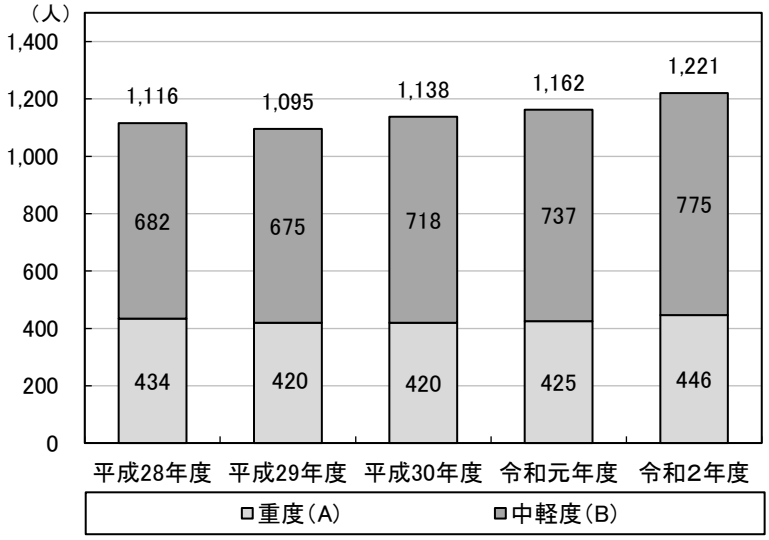

資料：西条市

３．精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加し令和２年度では 726 人と、平成 28 年度と比べて 178 人増加しています。

等級別にみると、最も所持者数が多い等級は２級で６割程度を占めています。いずれの等級も増加傾向となっており、2 級及び３級は平成 28 年度と比べて令和２年度では 80～90 人程度増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

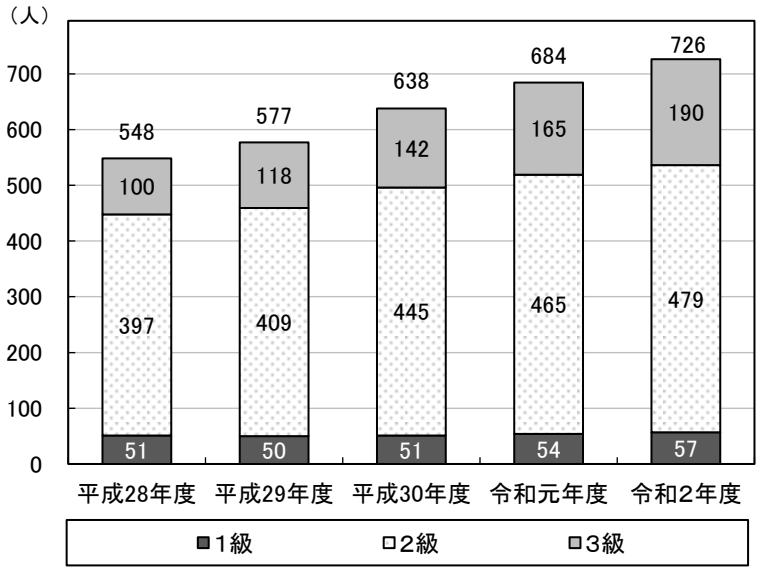

資料：西条市

2. アンケート調査からみえる障がい者のニーズ

〈１〉調査概要

調査目的　：市内にお住まいの障がいのある人から、日ごろの生活状況や障害福祉サービスなどに関するご意見をおうかがいし、計画づくりに反映するものです。

調査の対象：本市にお住まいで障がいのある人から 1,000 人を任意抽出

調査時期　：令和２年８月～９月

調査方法　：選択または記述式の調査票を郵送により配布・回収

調査票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
当事者対象	1,000 件	460 件	46.0%

〈２〉調査結果の概要

１．ご本人の性別・年齢について

- 性別についてみると、「男性」が 52.0%、「女性」が 47.0%となっています。
- 「60～69 歳」が 22.0%と最も高く、次いで「50～59 歳」が 18.9%、「40～49 歳」が 17.2%となっています。

■性別

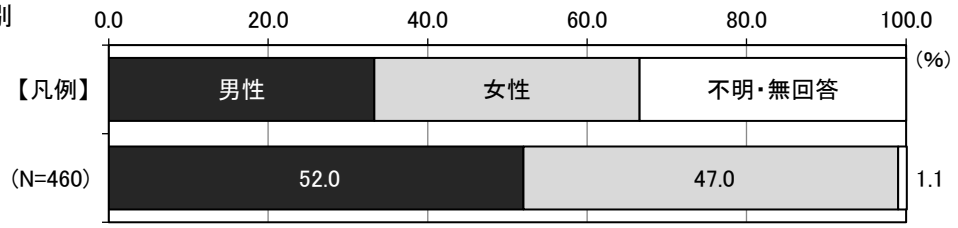

■年齢

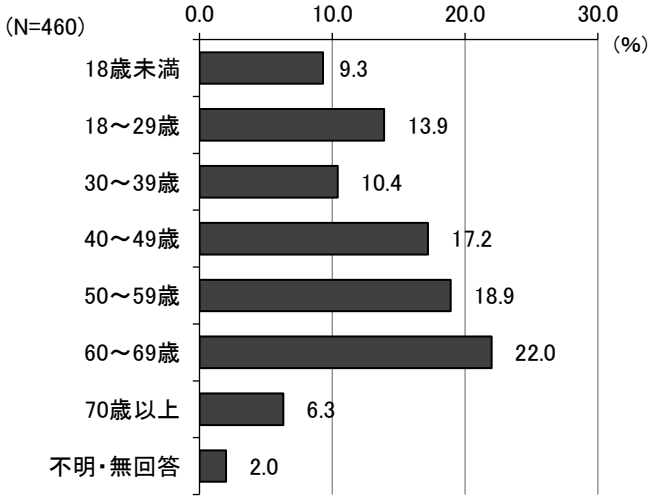

2．障がいの状況について

● 障がいの状況についてみると、「身体障害者手帳」が 67.8%と最も高く、次いで「療育手帳」が 38.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が 15.0%となっています。

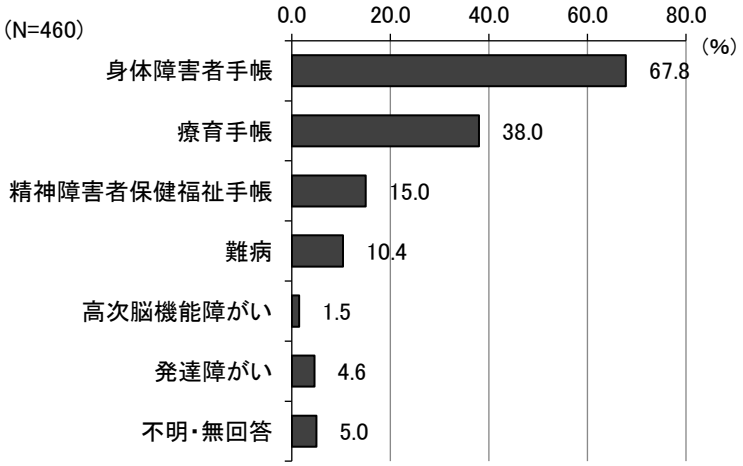

3．今後どこで暮らしたいかについて

● 今後、どこで暮らしたいかについてみると、「自宅で暮らしたい」が 64.3%と最も高く、次いで「病院や施設を利用したい」が 11.1%、「今住んでいる家以外で暮らしたい」「わからない」が 8.7%となっています。

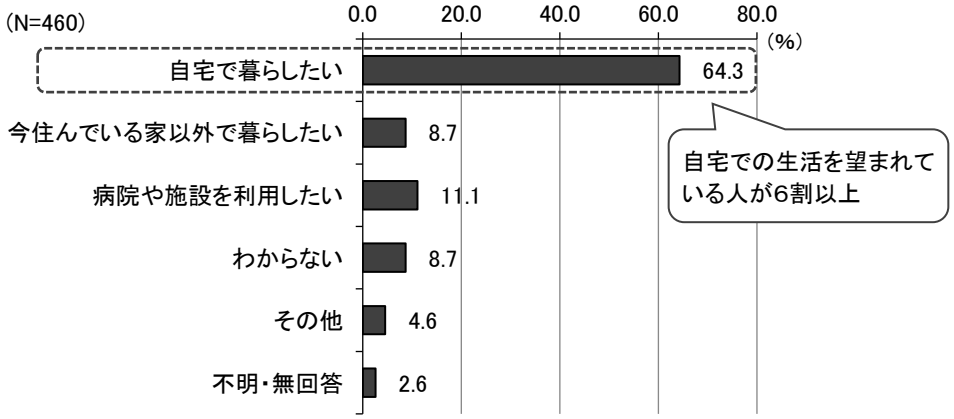

4．安全・安心について

● 避難場所への行き方を知っているかについてみると、「避難場所も行き方も知っている」が 46.7%と最も高く、次いで「障がいのある本人は知らないが、保護者や介助者などが知っている」が 20.2%、「避難場所のお知らせはあったが、どこなのか十分理解していない」が 10.2%となっています。

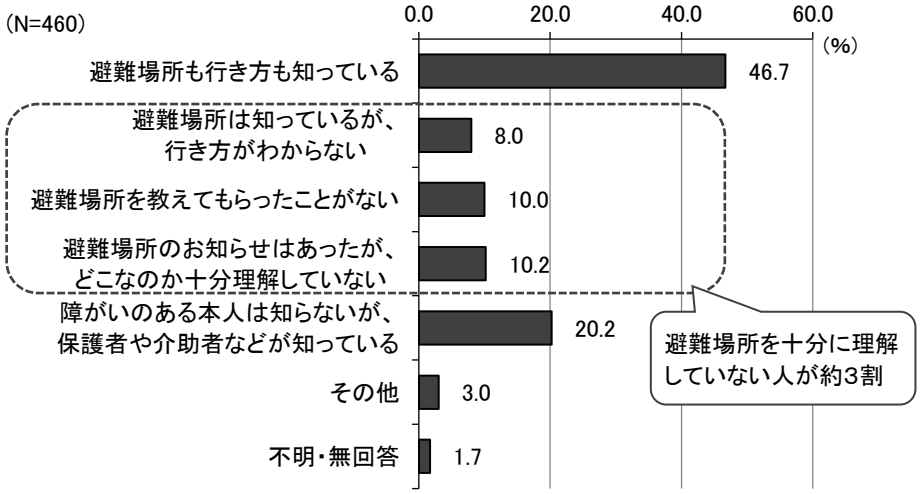

5．就労について

● 働く場合、どのような配慮を希望するかについてみると、「障がいに合わせた働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が 51.1%と最も高く、次いで「働ける職場が増えること」が 28.5%、「長く働くことができること」が 22.6%となっています。

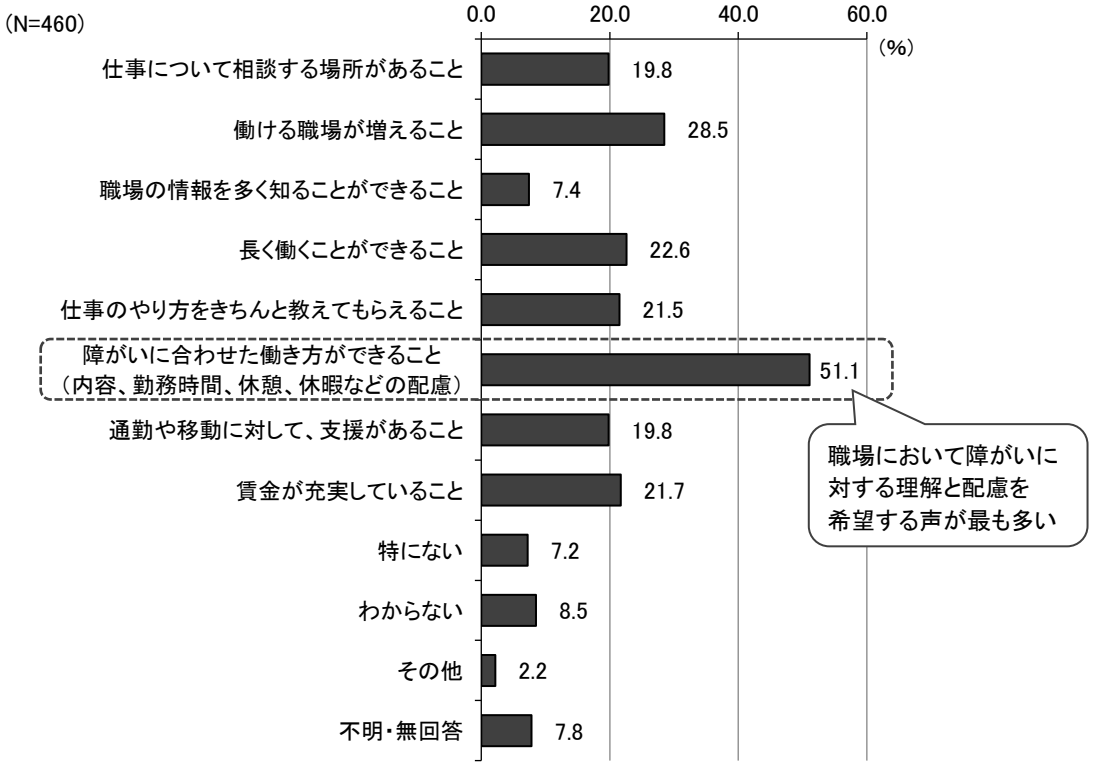

６．障害福祉サービス等の利用状況・利用意向について

● 【現在、利用している障害福祉サービス等】においては「計画相談支援」が 64 件と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が 60 件、「生活介護」が 59 件となっています。
【今後利用したい障害福祉サービス等】においては「短期入所（ショートステイ）」が 47 件と最も多く、次いで「移動支援」が 39 件、「施設入所支援」が 38 件となっています。

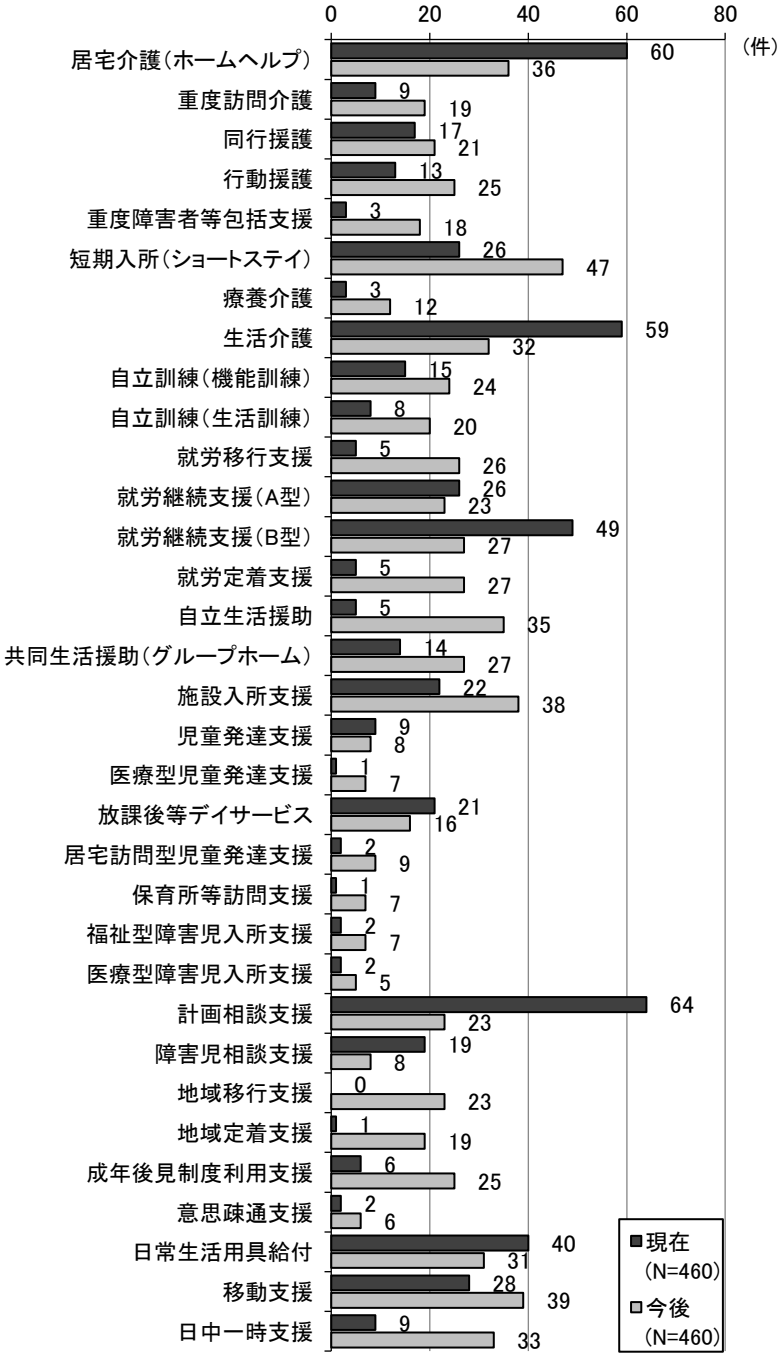

３. 団体・事業所ヒアリング調査からみえる障がい者のニーズ

〈１〉調査概要

調査目的　：市内の障がい者やその家族で構成する団体、福祉サービスを提供する事業所等を対象とし、活動状況や市の障がい福祉施策に対する意見を聞き取り、計画づくりに反映するものです。

調査の対象：本市の障がい福祉関係団体及び事業所

調査時期　：令和２年 10 月

調査方法　：選択または記述式の調査票を郵送により配布・回収

事業所から 42 件、団体から８件回答いただきました。

〈２〉調査結果の概要

１．円滑な事業運営を進めていく上で感じる問題について　事業所

● 円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることについてみると、「職員の確保が難しい」が 28 件と最も多く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が 16 件、「利用者の確保が難しい」「事務作業量が多い」が 13 件となっています。

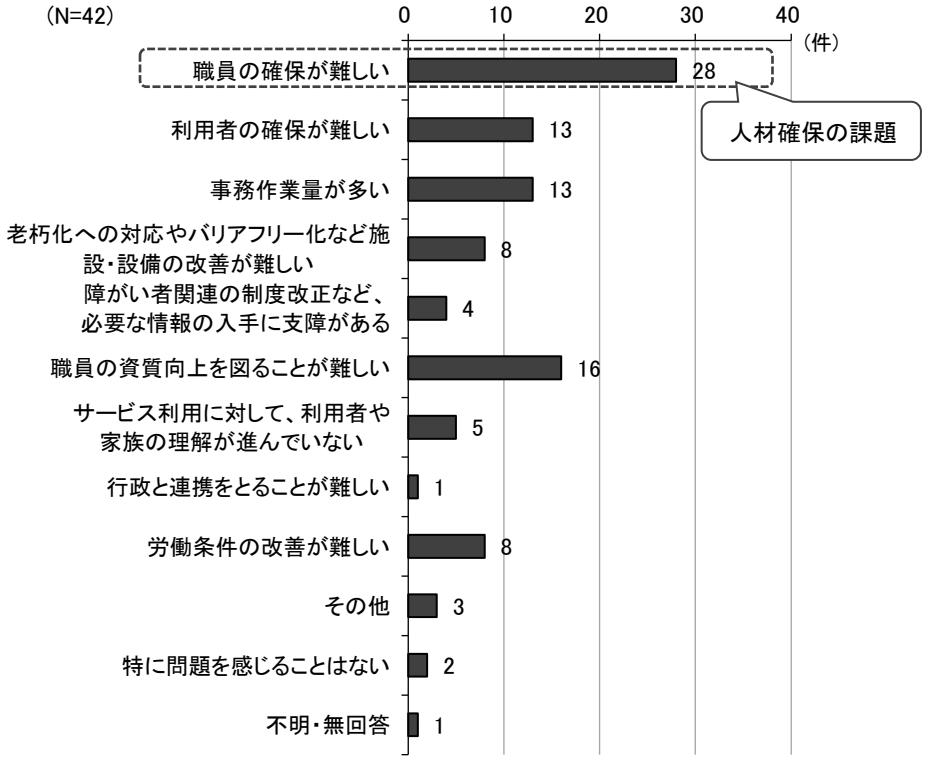

2．提供するサービスの質の向上に向けた課題について　事業所

● 提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「専門性の高いニーズへの対応」が 26 件と最も多く、次いで「職員の資質向上」が 25 件、「職員応募者が少ない」が 21 件となっています。

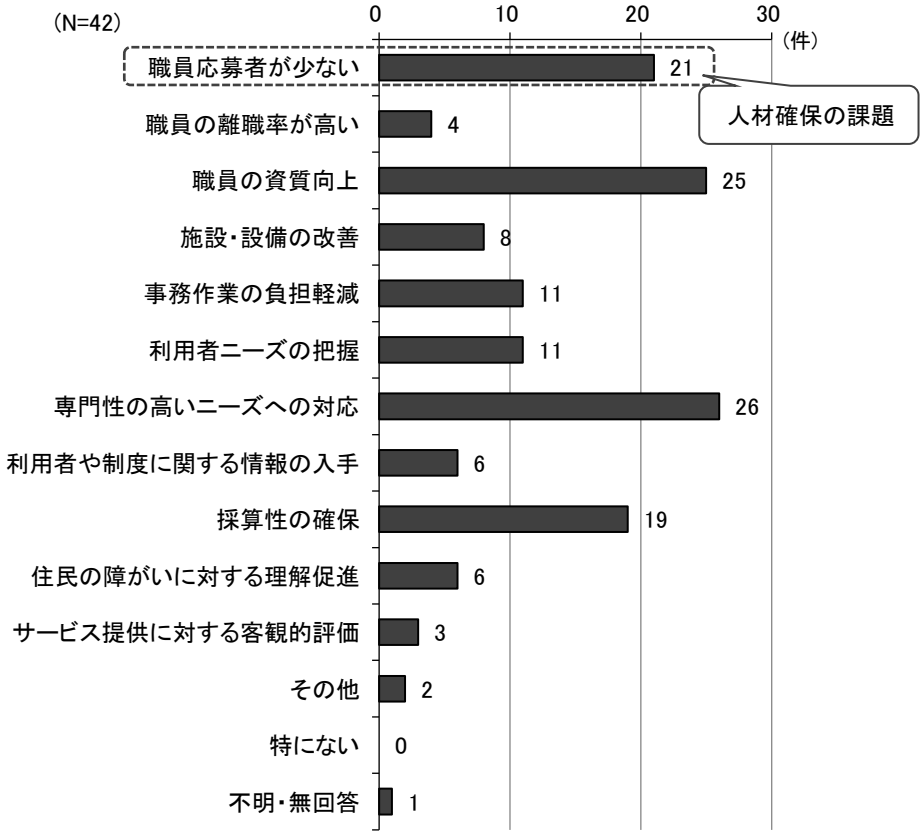

３．現在の活動の充実を図るための課題について　団体

● 現在の活動の充実を図るために課題と考えることはあるかについてみると、「新規メンバーの加入が少ない」「役員のなり手が少ない」が５件と最も多く、次いで「活動がマンネリ化している」が４件となっています。

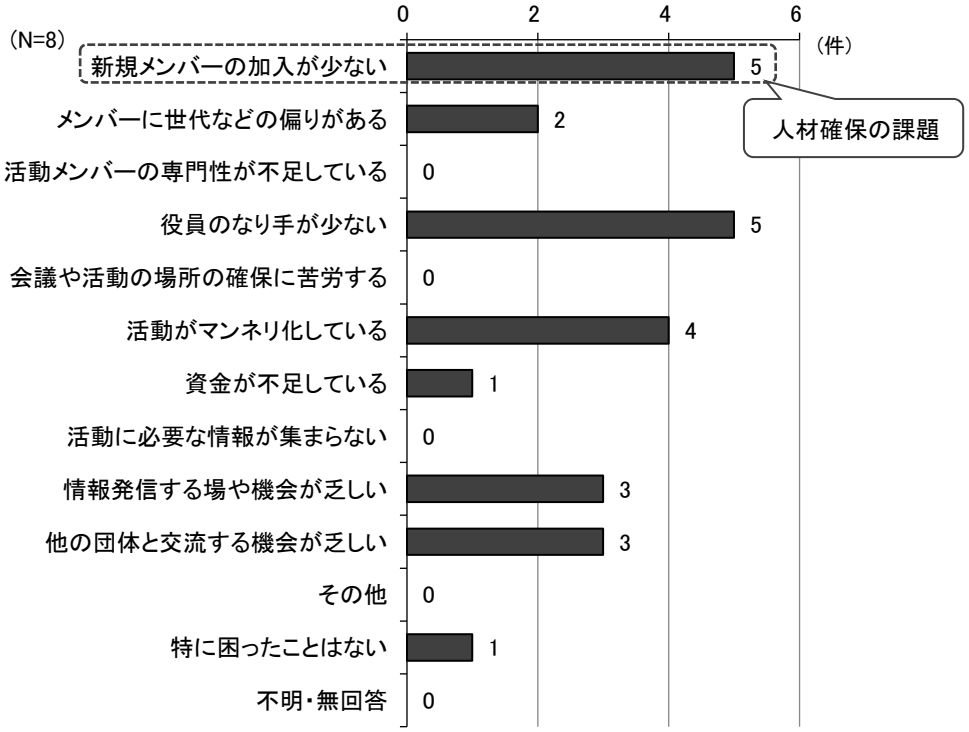

４．障がい者に対する差別・偏見・配慮のなさを感じる場面について　団体

● どのようなところに、最も強く障がい者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じるかについてみると、「店などでの応対・態度」「交通機関の利用」が３件と最も多く、次いで「街中などでの周囲の視線」が２件となっています。

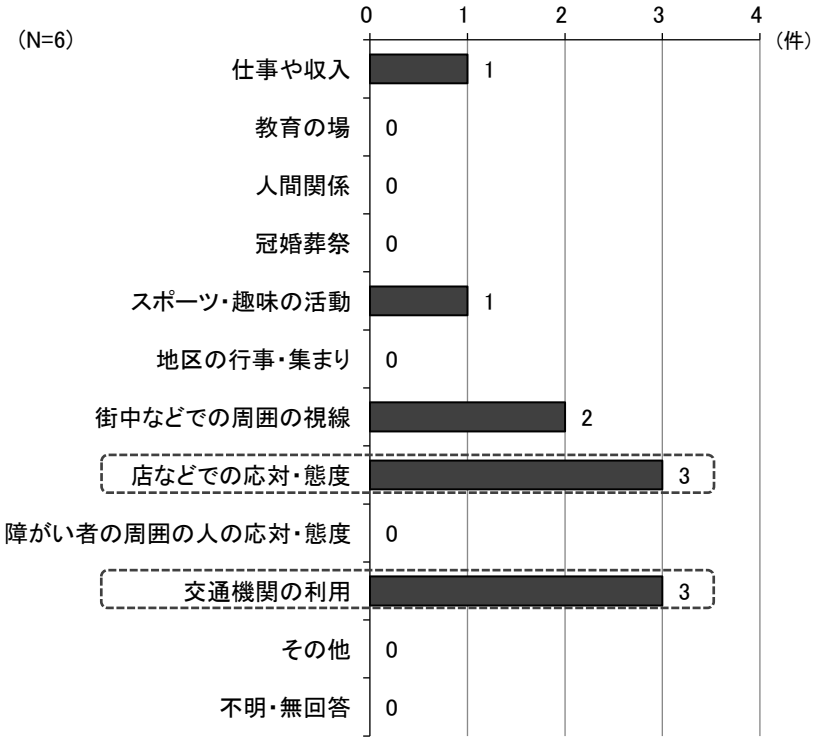

第３章　障がい者施策の重点課題

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、本市における障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、今後の障がい者施策の推進にあたって特に重点を置くべき課題を、以下の５つとします。

課題1　地域共生社会の実現と障がい者の社会参画

平成 29 年の社会福祉法の改正により、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現が求められています。また、障害者差別解消法では障がいを理由とする不当な差別の禁止や合理的配慮の提供を定めており、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障される共生社会に向けた取り組みが始まっています。

こうした中、障がいのある人も、積極的に地域社会に参画し、生きがいを持って生活していける社会づくりが求められています。

地域住民の理解や見守り活動、ボランティア活動などの活性化をはじめとして、障がいのある人自身の活動意欲の向上など、ともに生きる社会づくりを進める必要があります。

課題2　障がいへの理解・権利擁護・虐待・差別の対応

平成 28 年に障害者差別解消法が施行されるなど、障がいに対する理解を深め、差別や虐待が起こらないようにすることが求められており、さらなる周知や啓発を進める必要があります。

また、虐待や差別が起きた場合は、速やかに対応する必要があるため、関係機関との連携をさらに図る必要があります。

障がいのある人の権利擁護に関して、障がいのある人の将来の生活に備えるために、成年後見制度の普及啓発や利用支援に取り組む必要があります。

課題3　雇用・就業・経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立した生活を営むため、雇用の促進と就業の支援や障害基礎年金等の活用など、障がいのある人の経済的自立を支援することが求められています。

障がいのある人の多様なニーズに応えられるよう、相談体制及び就労支援のさらなる充実を図るとともに、新たな就労支援サービスの提供についても対応する必要があります。

課題4　安全・安心な生活環境の整備

道路や公共施設のバリアフリー化などは以前から進めていますが、障がいのある人の外出については、依然として不安があるという意見もみられます。

今後も障がいのある人を含めたすべての人が使いやすい（ユニバーサルデザイン）道路や公共施設の整備を進めていくとともに、障がいのある人が安心して外出できるよう移動支援の充実を図る必要があります。

また、災害や防犯の情報のほか、日常生活における様々な情報提供が必要とされ、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図り、障がいのある人の情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

見守りを必要とする障がいのある人については、行政の事業や福祉サービスによる見守りと、身近な地域住民による支えあいにより、今後も安全・安心なまちづくりを進める必要があります。さらに、障がいのある人の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備が求められています。

課題5　福祉人材の育成・確保・定着

ヒアリング調査において、多くの団体、事業者から人材不足についての意見があげられました。障がい者団体においては、団体メンバーの高齢化や若年層の不足（未加入）が進み、活動そのものが縮小、あるいはできなくなってしまうのではないかという意見もあげられています。

施設等の事業者については、支援施設やグループホーム等で職員が不足しているという意見があがっており、施設の運営に支障をきたす状態も見受けられます。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、サービスの受け入れやスタッフの確保に困難な状況も見受けられました。

今後も増加していくと考えられる障害福祉サービス等を安定して提供していくためには、人材の確保が急務となります。ヘルパーやボランティア等の人材の育成や確保のための支援を一層推進していく必要があります。

第４章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条

本計画では、住民と行政が共にまちづくりを推進していくための基本理念を、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」とします。

この基本理念は、「西条市障害者計画」（平成９年３月策定）の基本理念である「ノーマライゼーション※とリハビリテーション」、その目標である「共に生きる地域社会づくり」を踏襲したもので、具体的には「一人ひとりが尊重しあい、支えあうこと」「一人ひとりが自分の生き方を選べること」「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れること」を意味します。

この基本理念に基づき、だれもが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる西条を目指します。

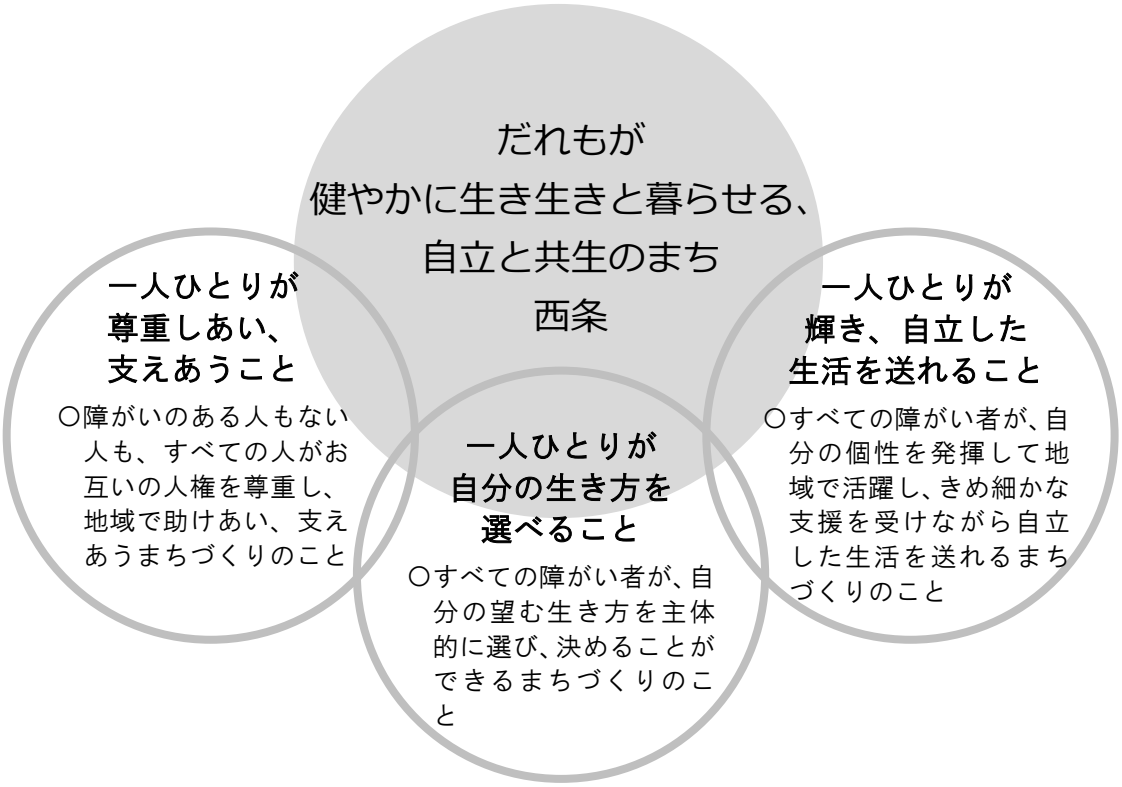

※ノーマライゼーション：障がい者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

２. 基本方針

方針１．啓発･広報

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる地域共生社会の実現を目指します。障がいへの正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や交流を推進します。

方針２．保健･医療

障がいや疾病の予防や重症化の防止を図る施策や障がい者でも安心して受けることができる医療体制の整備、難病患者や精神障がい者への支援等を行います。

方針３．教育･育成

健診等を通じた障がい等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

方針４．雇用･就業

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障がい特性や個性を踏まえた、障がい者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

方針５．生活支援

障がい者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

方針６．生活環境

障がい者の地域での生活や社会参加を支援するため、施設・道路等の環境整備、点検や外出・移動の支援、住環境の整備等を進めます。また、地域や関係者等と連携し、災害時の障がい者への避難等の支援体制づくりや防犯体制の強化を図ります。さらに、新型コロナウイルスなどの感染症により、新しい生活様式が普及するなど、暮らしが様変わりしていくことから、それらへの対策を体系的に進めます。

方針７．学習・スポーツ、まちづくり活動

障がい者の社会参加や生きがいづくりにつながる、文化・芸術活動やスポーツへの参加機会の確保や障がいの有無に関わらず受けられる生涯学習の環境づくりを進めます。

方針８．差別の解消、権利擁護

障がいに対する理解を深めるために、障がいに対する正しい認識や障害者差別解消法等の周知に努めます。また、障がい者の権利を擁護する成年後見制度や虐待防止の取り組みを進めます。

第2編　障がい者基本計画

施策の体系

基本理念

だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条

基本方針	施策展開
1．啓発・広報の推進	（1）啓発活動の推進 （2）情報提供の充実 （3）交流機会の拡大 （4）福祉教育の推進 （5）地域福祉の推進
2．保健・医療の充実	（1）地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進 （2）心と体の健康づくりの推進 （3）適切な保健・療育体制の充実
3．教育・育成の充実	（1）特別支援教育の推進 （2）保育・教育環境の充実
4．雇用・就業の確保	（1）一般就労の促進 （2）福祉的就労の促進
5．生活支援サービスの充実	（1）相談支援体制の充実 （2）在宅生活への支援の充実 （3）日中活動への支援の充実 （4）居住の場への支援の充実
6．生活環境の整備・充実	（1）福祉のまちづくりの推進 （2）円滑なコミュニケーションの支援 （3）生活安全対策の推進
7．学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	（1）学習・スポーツ活動への参加の促進 （2）団体活動とまちづくり活動の推進
8．差別の解消、権利擁護の推進	（1）障がいを理由とする差別の解消の推進 （2）権利擁護の推進

第１章　啓発・広報の推進

１．啓発活動の推進

現状と課題

● 障がい者が安心して暮らせる地域づくりには、障がいや障がい者に対する理解の促進が不可欠です。そのために、市内小学校から障がい者福祉やボランティアに関する標語を募集し、優秀作品に対する表彰、横断幕の掲示を行うことで市民啓発を推進しています。
市内障がい者団体に委託している事業の一環で市内の美化活動として障害者支援施設等での清掃等に障がい者が積極的に参加するなど、地元自治会や老人クラブ等との交流による障がい者福祉の輪が市民に広がっています。
各障害者福祉施設、地域活動支援センター及び障がい者団体によるセミナーの開催や地域の文化祭等の行事参加等、障がい者福祉の啓発に努めています。

● 愛媛県と連携し、平成 28 年から障がい者が緊急時に提示して必要な支援内容等を伝える「ヘルプカード」を導入し、平成 29 年からは日常においてかばん等に着用して周囲の人に配慮を求める「ヘルプマーク」を導入しています。

施策展開の方向

◇ 市民との交流や各種団体との連携等、あらゆる機会を通して啓発活動に努め、障がいや障がい者に対する理解を一層深めます。

◇ 今後も市民に向けて、ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発を行います。

2. 情報提供の充実

現状と課題

- 生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、的確な情報提供を推進するための環境を整備することが求められています。
  市では、広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアの活用はもとより、事業者・団体等の定期刊行物による情報提供を推進しています。また、視覚障がい者への対応として、関係団体の協力を得ながら、広報紙の点訳・朗読を行っています。
  西条市社会福祉協議会では、「社協だより」を発行し、各行事や社協事業等の報告・紹介・説明等を掲載し、社協活動に対する理解を得るとともに、様々な福祉サービスの情報提供を行っています。

- 市では、意思疎通支援事業として、聴覚、音声・言語機能等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に手話通訳者を常駐させるとともに、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。

- 障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた西条市障害者福祉施設マップの作成・配布を毎年行っています。

施策展開の方向

- 広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアを活用し、障がい者に対して必要な情報の提供に努めます。

- 今後も聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、市窓口等で相談・手続きの際に必要な手話通訳者を配置します。

- 今後も障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた、西条市障害者福祉施設マップの作成・配布を行います。

3. 交流機会の拡大

現状と課題

- 小中学校の児童生徒が障がい者施設での奉仕活動や慰問活動を行っています。また、学校の文化祭において障がい者施設がバザーに参加するなど、積極的な交流を行っています。

- 障がい者と市民の交流の場として、西条市障害者団体連合会による「障がい者福祉のつどい」、「ふれあいの運動会」、西条市社会福祉協議会による「福祉フェスティバル」等を開催しています。

施策展開の方向

- 市内各小中学校における活動を通じて、人権意識の醸成や福祉教育の推進を目的とした交流事業を継続して実施します。

- 障がい者と地域住民との交流の機会を通じて、生きがいのある生活を送れるよう、参加しやすい体制づくりに努めます。また、感染症対策の支援を行います。

4. 福祉教育の推進

現状と課題

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶ学校づくりや、福祉の心を育てていくことが重要な課題といえます。
  学校教育においては、「総合的な学習の時間」に福祉教育を位置づけ、地域にある障害者支援施設等との交流を積極的に推進しています。また、授業の中で手話や点訳等の体験学習を取り入れている学校もあります。

- 西条市社会福祉協議会では、市内小中高校を福祉協力校として指定し、児童生徒が福祉活動への理解と関心を深めるための取り組みを推進しています。

施策展開の方向

- 学校教育の場では各学校の主体性を尊重しつつ、子どもたちが相互に認めあえる仲間づくりを進め、障がいを理解できるよう、より充実した福祉教育の推進に取り組みます。

- 西条市社会福祉協議会において、福祉のまちづくりに向けた実践力、参画力を養う本格的な学習課外活動を行うとともに、車いすや補聴器等、体験学習関連用具についても整備拡充を行います。

5. 地域福祉の推進

現状と課題

- 障がい者が生き生きとした生活を送るためには、地域住民、自治会、民生委員、事業所、ボランティア、行政が一体となった地域福祉の推進が不可欠です。
  地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。
  市では、ボランティアの充実を図るため、市内のボランティア団体に対して活動助成を実施しています。また、必要な知識の習得、リーダーの養成等に必要な講座を開催しています。

施策展開の方向

- 西条市社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携しながら、これまで以上に幅広い活動と様々な個人・団体との連携・協働を推進します。

第２章　保健・医療の充実

１．地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

現状と課題

● 障がい者が身近な地域において、健やかで心豊かに暮らすためには、適切な保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けられるようにすることが重要です。
障がいの原因となる疾病や発症時期は様々であり、また障がいの種類、程度等についても個々に異なるため、障がい者が健康的な日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの状態に応じて必要な時に必要な支援が、総合的かつ継続的に受けられるシステムづくりが求められています。そのためには、専門機関と連携しながら、対象者に必要な医療・サービスをつなげていく必要があります。

● 精神通院医療、人工透析・心臓手術等の更生医療、身体障がい児の育成医療等の自立支援医療を実施しています。また、重度心身障がい者医療等による医療費助成を行っています。

施策展開の方向

◆ 地域にある様々な医療機関の連携を図るとともに、県や医師会等への働きかけによる広域連携の推進や専門医、かかりつけ医の確保に努めます。さらに、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療、訓練の一貫した体制の整備に努めます。

◆ 自立支援医療費制度や重度心身障がい者医療費助成制度による医療費支援により、引き続き障がい者が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

２．心と体の健康づくりの推進

現状と課題

- 在宅障がい者の医療相談、療育相談（難病医療相談事業）、地域リハビリテーション支援体制整備事業、精神障がい者の相談会（精神保健事業、家族会）等を活用し、障がい者の健康づくりに対するきめ細かな支援を実施しています。

- 障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療・療育やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援すること等の役割があります。いずれも、様々な障がいや病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

- 精神疾患を有する患者数は急増しており、心の健康についての対策は一層強化が求められています。特に、いわゆる引きこもりが常態化しているために支援できていない人に対しては、心のケアに適切に対応できる医療環境や相談支援体制の整備を図る必要があります。

施策展開の方向

- 健康づくりについての普及啓発や相談対応等の充実を図ります。

- 中途障がいの原因となっている生活習慣病の重症化の予防や、成人・老人保健対策においても、一次予防に重点を置いた取り組みを進めます。

- 不安、ストレス等のメンタルヘルス対策を推進するとともに、心の不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。

3. 適切な保健・療育体制の充実

現状と課題

- 乳幼児期における発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見、保護者への育児支援を目的とした乳幼児健診・相談等を実施しています。

- 障がいのある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、医療機関や保育所等といった子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題も出ているため、より身近で相談しやすい窓口やきっかけづくりが必要です。そのため、ウイングサポートセンターによる相談支援、教育支援、研修会・講演会等を実施しています。
  未就学児童については、「就学前児童ことばの教室開催事業」として、幼児健診において言葉の発達の遅れ等が懸念される幼児に対し、早期の療育を促しています。

- 発達に不安のある未就学児については、市が運営しているかがやき園において、一人ひとりにあった個別指導計画のもと、発達年齢や特性に応じた療育訓練やリハビリ訓練等を行っており、団体活動や日常生活動作等を学んでいます。

- 人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下、「医療的ケア児」という。）や重症心身障がい児が利用できる医療、障がい福祉施設等が不足しており、家族の身体的・経済的な負担になっている状況にあります。
  関連分野の支援を総合調整するコーディネーターは未配置のため、今後検討が必要です。

- 行政、相談支援事業所、関係機関が連携を図りながら、個別に必要な支援を実施しています。また、未就学の障がい児に対する個別・集団による指導訓練等の療育支援を行う児童発達支援、発達段階に応じて生活能力向上のための訓練等を行う保育所等訪問指導の実施、就学児童に対する放課後等デイサービス等、適切な支援を実施しています。

- 平成 31 年４月に西条市社会福祉協議会が児童発達支援センター「ひまわり」を開設し、専門的療育指導による児童発達支援、保育所等訪問支援を実施しています。

- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については西条市社会福祉協議会の児童発達支援センター「ひまわり」と社会福祉法人あおい会の「かなで」が保育所等訪問支援を実施しており、保育・教育機関等との連携を図り、サービスの充実に努めています。

- 社会福祉法人同心会が重症心身障がい児（者）を対象とした多機能型重症心身障がい児（者）施設「ピッコロ」を令和３年４月に開設する予定です。

- 西条市障がい者自立支援協議会の子ども部会において、今後、医療的ケア児支援に係る協議を実施していく予定となっています。

施策展開の方向

- 妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査、家庭訪問、健康教育・相談等、母子保健事業の充実に努めます。

- 発達の遅れや障がい等の心配がある子どもについては、専門療育機関での適切な訓練・療育、相談につながるよう、専門的な療育・医療機関と連携し、指導や助言等のサポートを継続しながら、早期発見、早期支援に努めます。

- 児童発達支援かがやき園においては、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供し、支援体制の強化を図ります。

- 医療的ケア児や重症心身障がい児が、適切な訪問診療や看護・リハビリ、福祉サービスが受けられるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、支援体制の整備に取り組みます。

- 障がい児についての情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援することで、在宅支援の充実に努めます。

- 医療的ケア児支援の協議の場において、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育・教育等の各関連分野の支援が連携して受けられるよう、関係機関と情報の共有や支援の在り方について協議し、必要な支援の充実を図ります。

第３章 教育・育成の充実

１．特別支援教育の推進

現状と課題

● 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に保育・教育や療育を行うとともに、発達障がいや難病、医療的ケア児等、教育・療育に特別なニーズのある子どもについて適切に対応することが必要です。

● 特別支援学級児童生徒の野外活動や児童生徒相互の交流を深めることや、社会生活体験・生活自立・機能訓練等を行うことで、障がいのある子ども一人ひとりの状況や特性に応じた適切な指導・支援を行っています。未就学の児童についても関係機関が連携し、教育相談を実施することで適切な就学指導を行っています。
子どもの発達上の課題に対して、保護者との信頼関係を築き、保護者と発達障がい児に対して、専門性を持った対応や課題解決のためのアドバイスができる関係職員を育成し、障がい児に寄り添った支援体制を確立していくことが必要です。

施策展開の方向

◆ 障がいのある子どもの施策を検討する中で、インクルーシブの理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、重層的な支援につながるよう、ライフステージを通じた情報の共有化を図ります。

◆ 小中学校では、一人ひとりの教育的支援のニーズを踏まえた個別の指導計画の作成とそれを活用した指導・支援に努めます。さらに、特別支援学校と小中学校との連携した指導・支援、通級指導設置校と対象児童生徒の在籍校との連携した指導・支援に努めます。

2. 保育・教育環境の充実

現状と課題

- 市内の保育所等において障がいや発達の遅れのある児童の受け入れを促進し、地域で育てる環境づくりに努めています。障がい特性も多様化し、個別の対応が不可欠になっていることから受け入れ体制の充実を図る必要があります。
  保育所等に在籍していない未就学の児童で、身体障害者手帳等の交付を受けた児童等に対する療育の一環として、保育所及び認定こども園の備えている施設機能を利用して障がい児の福祉の増進や発達支援を図るため、障がい児交流保育を実施しています。
  昼間、就労等で保護者が自宅にいない家庭の児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する放課後児童クラブにおいても、障がい児の受け入れを行っています。

- 市内の保育所等において障がいや発達の遅れのある児童の受け入れを促進し、特別支援の充実を図っています。

- 保健・医療・福祉の連携のもとに、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムを充実させていく必要があります。

施策展開の方向

- 障がいのある子どもやその家族に対する専門的な療育や相談について、地域の中で連携して対応できるよう、受け入れ体制の整備・充実を図ります。

- 障がい児に対して個別に配置した加配保育士等が個別指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。また、障がい児保育に対する専門的な知識の研修を実施し、保育士等の質の向上を図ります。

- 教員や保育士、指導員等の人員の充実や研修等による教育・保育内容の充実を促進するとともに、保育所等と小中学校、市関係各課、ウイングサポートセンター、西条市青少年育成センター、西条市社会福祉協議会の連携を強化して、一貫した支援に努めます。

第４章 雇用・就業の確保

１．一般就労の促進

現状と課題

- 就労を希望する障がい者と障がい者を求人・雇用している企業とのマッチングの場として、ハローワーク等の協力を得て西条市障がい者合同就職面接会を実施しています。

- ハローワークをはじめとする関係機関と障がい者雇用に関する情報交換、連絡調整等を積極的に行うなど連携を深め、就業、安定雇用に向けた支援に加え、法定雇用率達成に向けた啓発を行っています。また、障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターエール等が主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援等が行われています。

- 市内の就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所等と連携しながら、一般就労へ向けた知識、能力を向上させる支援や、一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応し、職場へ定着できるよう、必要な支援を行っています。

施策展開の方向

- 民間企業に対して、障がい者合同就職面接会等の機会を通じて、障がい者の雇用促進にかかる啓発活動を行います。また、法定雇用率の順守、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止など、市民や事業者、関係団体などに対する啓発活動を充実します。

- 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた就労支援を行うため、県やハローワーク等と連携して、関係機関によるネットワークを構築するとともに、個別の支援計画に基づく訓練等の機会の提供を図ります。

- 就労する障がい者からの相談、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援が実施できるよう、就労移行支援事業所等と連携して障がい者の就労定着を目指します。

- 障がい特性に応じた就労支援や、多様な就労機会の確保に努めます。

２. 福祉的就労の促進

現状と課題

- 就労継続支援事業所が障害福祉サービスとして提供している福祉的就労は、働く実感や喜び等、生きがいを得る場として重要な役割を果たしており、福祉的就労における工賃の引上げに向けた取り組みが必要です。
  市では、障がい者施設等からの物品調達方針を策定し、調達実績を公表しています。また、庁内において、物品購入等の際の優先的な利用に努めています。

- 市内の福祉的就労は、令和２年４月１日時点で就労移行支援事業所として４事業所、 就労継続支援Ａ型事業所として２事業所、就労継続支援Ｂ型事業所として 15 事業所、 地域活動支援センターとして「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」があり、様々な作業訓練が行われています。

- 西条市障がい者就労支援ネットワーク会議等において、農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者の就労機会の拡大を目的として「農福連携」に取り組んでいます。

施策展開の方向

- 障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。

- 障がい者のニーズにあわせた様々な形態の就労を選択できるよう、必要な情報を提供するとともに、就労継続支援事業所等と連携し、必要な支援に努めます。また、事業所等への研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を支援します。

- 農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者の就労機会の拡大を目的とした「農福連携」の取り組みについて、必要な支援に努めます。

第５章　生活支援サービスの充実

１．相談支援体制の充実

現状と課題

● 障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。様々な障がいに応じた幅広い相談に応じられるよう、相談支援体制を整備するとともに、相談員や事業者等の支援者に対しても育成・研修等の充実を図る必要があります。
障害福祉サービスの利用者に対しては、計画相談支援・障害児相談支援において相談支援専門員が本人の心身の状況、置かれている環境やサービスの利用希望等を勘案し、サービス等利用計画を作成しています。
ウイングサポートセンターにより、成長・発達に不安のある子どもの相談支援、教育支援、就労支援等が行われています。

● 市では、西条市社会福祉協議会と社会福祉法人あおい会に障がい者相談支援センター事業（一般相談支援事業）を委託し、随時、障がい者や家族からの相談に対応しており、不安を解決するために、身近に、いつでも気軽に相談できる体制づくりを行っています。さらに、「基幹相談支援センター」を拠点とした相談支援体制の構築を検討しています。

施策展開の方向

◆ 障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関が連携を一層強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めます。

◆ 地域で安心して生活するために、身近な相談体制づくりに努めています。また、障がい者の総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」を拠点とした相談支援体制の構築を引き続き検討します。

2. 在宅生活への支援の充実

現状と課題

- 障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、年金や手当等の経済的支援に加え、在宅生活を支える様々な福祉サービスが必要となります。また、介護を担う家族の負担の軽減も求められています。
  市では、「障害者総合支援法」に基づく、「居宅介護等の福祉サービス」、「補装具費の支給」や「日常生活用具の給付」を障がい者の状況に応じて適正に提供し、支援の充実に努めています。

- 障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行うことで、障がい者の生活支援に努めています。

- 障がい者の外出支援については、市では、地域生活支援事業による移動支援事業、各種タクシー利用助成券の交付事業等を実施し、在宅生活を支援しています。

施策展開の方向

- 「障害者総合支援法」に基づく、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護）の給付や補装具費の支給を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付の充実に努めます。

- 各種手当の給付事業や市独自に実施している事業については、利用者ニーズの把握と迅速かつ的確な周知・提供に努めます。

- 障がい者本人の希望により、安心して外出できるようサービス提供に努めます。

3. 日中活動への支援の充実

現状と課題

- 障がい者の福祉的就労や訓練、作業、交流等を行う日中活動の場として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等があります。このほか、地域における市民の交流の場、学習の場として、「西条市総合福祉センター」や各地域の「福祉センター」、「地域交流センター」等があり、障がい者に対する在宅介護サービスの充実と地域福祉の推進を図る拠点施設として機能しています。また、地域活動支援センター（「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」）においては、障がい者の社会参加と創作活動、交流及び訓練の場の確保に努めています。

- 重症心身障がい児（者）の日中活動の場について、社会福祉法人同心会が重症心身障がい児（者）を対象とした多機能型重症心身障がい児（者）施設「ピッコロ」を令和３年４月に開設する予定です。

- 障害福祉サービスを利用している人が 65 歳になった以降も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるように、関係各課と連携を図りながら、地域の障害福祉サービス事業所の共生型サービスの体制整備を図っていく必要があります。

施策展開の方向

- 障がい者の状況や要望の的確な把握に努め、意向に沿えるよう、通所型サービスの充実に努めます。

- 日中活動の場の確保に努めるほか、重症心身障がい児（者）の日中活動の場については、県や関係機関と連携・協力して取り組みます。

- 「共生型サービス」については、現在介護保険や障害福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図りながら、介護保険及び障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

４. 居住の場への支援の充実

現状と課題

- 障がい者の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減や親亡き後の生活の不安を解消するための住まいの場の確保等に向けて取り組んでおり、早い段階での、障害者支援施設やグループホームへの入所に向けた情報提供を実施しています。

- 障がい者の地域生活を促進するため、精神障がい者も対象とするグループホームの整備・充実に向けて社会福祉法人や NPO 等へ情報提供を行い、施設整備を推進しており、令和２年度末までに、市内にグループホームが１事業所開設予定です。

- 障がい者が住居を借りる際に支障がないように、公的保証人制度創設等の検討が必要となっています。

施策展開の方向

- 利用者本人や家族のニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施を積極的に促進します。

- 障がい者の地域生活を促進するため、グループホームの整備・充実に向けて社会福祉法人や NPO 等へ情報提供を行い、設置に向けた総合的な支援を推進します。特に、精神障がい者の受け入れ可能な施設の開設を推進します。

- 在宅生活を希望する障がい者が住居を借りる際に支障がないようにするため、公的保証人制度創設等の検討を進めます。

第６章　生活環境の整備・充実

１．福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 障がい者の自立と社会参加を支援し、だれもが快適で暮らしやすい生活環境を実現するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化等、障がい者に配慮したまちづくりが重要です。
  市では、公共空間の整備にあたっては、歩道等の段差解消を実施するなど、可能な限りバリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めています。また、交通量の多い区域においては、カラー舗装や誘導標識の設置等に努めています。

- 市営住宅の建替えの際には、可能な限りバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに努めています。

施策展開の方向

- 道路や公園、公共建築物等について、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、安全・安心な利用ができるよう、適切な維持管理に努めます。
  また、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに際し、障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

- 市営住宅については、引き続き改修や建替えの際のバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに努めます。

2. 円滑なコミュニケーションの支援

現状と課題

- 意思疎通支援事業として、聴覚、音声・言語機能等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に手話通訳者を常駐させるとともに、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。

- 「奉仕員養成研修事業」（地域生活支援事業）として、障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、点訳、朗読、要約筆記及び手話通訳奉仕員の養成講座を西条市社会福祉協議会に委託して開催しています。

施策展開の方向

- 生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、広報紙やホームページ等を通じて合理的配慮について啓発を行うとともに、だれもが必要な情報を的確に得られるよう、障がいの種類や特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。

- 手話について市民の理解を深めるとともに、手話を普及し、手話通訳者の設置、派遣事業及び要約筆記者の派遣事業の充実を図ります。また、手話奉仕員の養成等により、手話を使用できる環境を整備します。

3. 生活安全対策の推進

現状と課題

- 障がい者が地域で安全に暮らしていくためには、防災体制の充実は不可欠です。災害等の緊急時に支援が必要な人に対して、速やかに避難・援助が行えるよう、日ごろから地域コミュニティ活動の連携強化を図り、防災訓練等を通して要支援者の情報把握に努め、地域の支援体制づくりの強化に取り組む必要があります。

- 大規模災害時において、通常の避難所では生活に支障があり特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者などの要配慮者が、避難生活を送ることができるよう、市内の特別養護老人ホームや障害者支援施設などを運営する 17 法人（社会福祉法人、医療法人、社会医療法人）と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
  この協定の締結により、福祉避難所はこれまでの８施設と合わせて市内に 32 施設となり、災害発生後に状況に応じ開設・運営されることとなっています。
  また、県と連携し災害時支援用バンダナの配布を実施しています。

- 障がい者が事故や犯罪に巻き込まれたりすることがないよう、地域における日ごろの防犯体制の整備を進めることが必要です。

- 障がい者が消費者被害にあうことがないよう、地域における日ごろの防犯体制の整備を進めることが必要です。

施策展開の方向

- 災害等の緊急時において、障がい者の安全を確保できるよう、障がい者に対する防災知識や災害に関する情報提供の充実、避難行動要支援者の情報の集約、避難所の整備、地域住民による見守りネットワーク化の促進等、支援体制づくりを推進します。

- 西条市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、計画を確実に実施できるよう推進します。また、避難所については、民間施設との協定等、福祉避難所の確保と災害時における業務の在り方について、今後も協議を進めます。

- 市民の自主防犯活動を支援するとともに、警察・防犯協会等の関係団体との連携を一層強化し、犯罪の少ない安全・安心なまちづくりを推進します。

- 障がい者やその家族等に対し、悪質商法等の被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための情報提供、啓発活動を行います。

- 新型コロナウイルス等の感染症対策も、障がい者の安全・安心の確保を第一に考え、障害福祉サービス提供事業所等との連携のもと進めていきます。また、適切な感染防護具、消毒液等必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

第７章　学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

１．学習・スポーツ活動への参加の促進

現状と課題

● 障がい者の生涯学習やスポーツへの参加は、社会参加という視点だけではなく、健康増進と交流の輪を広げ生活を豊かにするうえで重要であるため、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。
また、障がい者が地域において、生涯学習やスポーツに親しむことができるようにするためには、障がい者のニーズに応じた生涯学習、スポーツに関する取り組みが必要であり、 障がいの有無に関わらず、活動できる環境づくりが重要です。

● 障がい者団体が自立更生に向けた県外研修会やスポーツ講習会に参加するにあたり、積極的な支援をしています。また、福祉プールやふれあいの運動会等の開催を支援し、交流と親睦を図っています。さらに、研修機器・スポーツ用具購入に対して、積極的に支援しています。

施策展開の方向

◇ 地域における多様な学習機会に障がい者が気軽に参加できるよう、障がい特性に配慮した施策展開に努めます。

◇ 障がい者がより気軽に参加できるようなスポーツ・レクリエーション活動の開催、障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動を支援します。また、その活動を支える指導者やボランティアの育成等にも努めます。

2. 団体活動とまちづくり活動の推進

現状と課題

- 障がい者の当事者の会や家族会等の団体が複数あり、各団体の自主的な活動に対する支援を積極的に行っています。団体では様々な活動を展開している一方で、市民との交流拡大が求められています。
  また、知的障がい者団体が社会参加や自立更生を目的として実施しているボランティア活動に対して、積極的な支援をしています。

- 障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページ等に掲載するなど、活動内容の周知・啓発に積極的に協力しています。

- 市で実施する各種施策・事業について、障がい者の参画を積極的に促進しています。

施策展開の方向

- 障がい者団体やボランティア団体等の諸活動に対する援助をはじめ、これらの団体の育成・支援に努めます。

- 障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページ等に掲載するなど、活動内容の周知・啓発に積極的に協力します。

- 市で実施する各種施策・事業について、障がい者の参画を積極的に促進します。

第８章　差別の解消、権利擁護の推進

１．障がいを理由とする差別の解消の推進

現状と課題

● 「障害者週間（12月３日～12月９日）」には、障害者週間記念標語優秀作品表彰式典を開催し、障がいと障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行っています。
また、「障害者差別解消法」による、市役所職員の対応要領の策定、関係職員に対する研修を実施しています。

施策展開の方向

◇ 障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、国が作成する事例集を用いた周知・啓発活動を推進するとともに、多くの市民が参加する研修・講演会を行うことで、障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めます。

2. 権利擁護の推進

現状と課題

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、社会福祉課内に設置されている西条市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の予防及び早期発見・解決に向けた取り組みを行っています。
  また、相談や通報があった際には、県等と適宜情報共有を行い、連携して対応にあたっています。

- 西条市障がい者自立支援協議会の権利擁護部会において、虐待防止や権利擁護に関する研修会等を開催し、認識の共有を図るとともに、その周知・啓発に努めています。

- 西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の促進を図ることにより、後見に至らない人にも適切なサービスを提供しています。また、利用者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図っています。

- 精神障がい者や知的障がい者の権利を擁護することを目的とした、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施しています。
  また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進基本計画の策定や中核機関の設置に向けて、関係各課と検討を進めています。

施策展開の方向

- 西条市障がい者自立支援協議会を中心とする虐待防止ネットワークの強化により、障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。

- 障がい者虐待については、養護者や施設従事者が虐待の定義を認識していないために発生するケースや事業所の職員に対する指導・教育不足が背景とみられる通報事例があるため、虐待防止や権利擁護に関する研修会等を開催し、認識の共有を図るとともに、その周知・啓発に努めます。

- 福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、各相談支援事業所や社会福祉課内に相談窓口を設置し、県等と連携して解決に努めます。

◆ 西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の促進を図ることにより、後見に至らない人にも適切なサービスを提供します。また、利用者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

◆ 判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者等に対し、制度の周知を図ります。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進基本計画の策定に向け、制度運用の改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。

第3編　障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第１章　基本指針見直しのポイント

国の基本指針については、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和５年度末の目標を設定するとともに、令和３年度から令和５年度までの第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として令和２年５月に改正されました。

基本指針の主な見直しのポイントは、下記のとおりです。

①　施設入所者の地域生活への移行
・自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数が減少傾向にあることを踏まえた成果目標の見直し及び障がい者の重度化・高齢化に対応するための障害福祉サービスの機能強化
②　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を都道府県が設定する成果目標に追加
③　障がい者の地域生活の支援
・地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
④　福祉施設から一般就労への移行等
・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。
⑤　障害児通所支援等の地域支援体制の整備
・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置
⑥　相談支援体制の充実強化等
・市町村又は圏域による地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や地域の相談支援事業者の人材育成の支援
⑦　障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
・サービスの提供に係る人材の研修

第２章　令和５年度の数値目標

１．施設入所者の地域生活への移行

■目標設定

項目	目標	考え方
令和元年度末時点の入所者数	198 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和５年度末時点の 地域生活移行者数	２人	実情にあった目標値に設定
【目標値】 令和５年度末時点の 施設入所者の削減数	１人	実情にあった目標値に設定 施設入所者見込み 197 人

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■目標設定

項目	目標
協議の場の設置	設置済み

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた活動指標

① 各年度における協議回数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数	６回	６回	６回

② 各年度における協議の場への関係者の参加者数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
参加者（保健、医療、家族他）	４人	４人	４人

③ 各年度における協議の場の目標設定及び評価の実施回数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標設定	１回	１回	１回
評価実施	１回	１回	１回

3. 障がい者の地域生活の支援

■目標設定

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	設置予定	令和５年度設置に向けて検討 機能充実に向けた検証を１回、検討を６回実施見込み

4. 福祉施設から一般就労への移行等

■目標設定

項目	目標		考え方
【基準値】 令和元年度の 一般就労移行者数	17 人		
【目標値】 令和５年度中の 一般就労移行者数	23 人		令和元年度実績の 1.27 倍以上
		就労移行支援事業 ７人	就労移行支援事業は令和元年度実績の 1.30 倍以上
		就労継続支援Ａ型 ９人	就労継続支援Ａ型は令和元年度実績の 1.26 倍以上
		就労継続支援Ｂ型 ７人	就労継続支援Ｂ型は令和元年度実績の 1.23 倍以上
【目標値】 令和５年度の 就労定着支援利用者数	４人		実情にあった目標値に設定
	70%		
【目標値】 就労定着率８割以上の 事業所数	１事業所		実情にあった目標値に設定
	70%		

5. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

■目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	設置済み	既に設置済みであるため維持継続
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	既に構築済みであるため維持継続
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	１箇所	令和３年４月に開設予定
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	１箇所	協議の場となるものは設置済み。西条市総合福祉センター内にコーディネーターを１人配置

6. 相談支援体制の充実･強化等

■目標設定

市町村が設定する成果目標はありませんが、国の基本指針や県の方針を踏まえ、本市の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化に向けた活動指標を設定します。

■相談支援体制の充実・強化に向けた活動指標

① 総合的・専門的な相談支援の実施

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施の有無	無	有	有

② 地域の相談支援体制の強化

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指導・助言件数	０件	２件	２件
相談支援事業所の人材育成の支援件数	10 件	10 件	10 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	２回	２回	２回

7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

■目標設定

市町村が設定する成果目標はありませんが、国の基本指針や県の方針を踏まえ、本市の実績や実情を加味して、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに向けた活動指標を設定します。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた活動指標

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
参加人数	１０人	１０人	１０人

② 障害者自立支援給付支払等システムによる審査結果の共有

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共有体制の有無	無	無	有
共有回数	０回	０回	１回

第３章 障害福祉サービス等の見込みと確保方策

１．訪問系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延時間／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
合計	実人数	195	201	201	204	207	210
	延時間	4,515	4,430	5,054	5,129	5,205	5,280

■見込みの考え方と確保策

障がい者や障がい児、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障害福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた公平で適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。

2. 日中活動系サービス

〈１〉生活介護・療養介護

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	実人数	292	294	294	295	296	297
	延人日	5,771	5,800	5,917	5,937	5,957	5,977
療養介護	実人数	16	15	15	15	15	15

■見込みの考え方と確保策

生活介護・療養介護ともに、実績からほぼ横ばいを見込んでいます。
今後もサービスの充実を図るとともに、提供体制を確保します。

〈２〉生活自立に向けたリハビリテーションサービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練（機能訓練）	実人数	1	1	0	1	1	1
	延人日	20	1	0	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	実人数	8	4	4	4	4	4
	延人日	124	67	77	80	80	80

■見込みの考え方と確保策

機能訓練・生活訓練ともに、実績からほぼ横ばいを見込んでいます。
今後もサービスの充実を図るとともに、提供体制を確保します。

〈３〉就労移行支援・就労継続支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行う。
就労継続支援A型（雇用型）	企業就労等が困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援B型（非雇用型）	就労移行支援事業等を利用したが、企業就労等に結びつかなかった人や一定年齢に達している人等を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援	実人数	13	15	19	21	23	25
	延人日	214	248	229	252	276	300
就労継続支援A型	実人数	98	96	94	92	90	88
	延人日	1,918	1,882	1,886	1,846	1,806	1,766
就労継続支援B型	実人数	264	281	295	315	335	335
	延人日	4,189	4,496	4,746	5,040	5,360	5,360

■見込みの考え方と確保策

就労移行支援・就労継続支援Ｂ型は実績から増加、就労継続支援Ａ型は実績から減少を見込んでいます。

利用ニーズの把握に努め、障害福祉サービス事業所などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

〈４〉就労定着支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
就労定着支援事業	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労定着支援事業	実人数	1	3	5	7	9	11

■見込みの考え方と確保策

平成 30 年度から開始されたサービスですが、実績から増加を見込んでいます。
今後もサービスの周知を行い、利用促進を図りながら、就労定着率の向上に努めます。

〈５〉短期入所

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
短期入所	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
短期入所（福祉型）	実人数	28	28	25	30	30	30
	延人日	179	174	145	192	192	192
短期入所（医療型）	実人数	5	6	5	5	5	5
	延人日	22	31	23	26	26	26

■見込みの考え方と確保策

短期入所福祉型・医療型ともに、実績からほぼ横ばいを見込んでいます。
今後も利用ニーズの把握に努め、家族の負担軽減を図るために、必要なサービス量の確保に努めます。

3. 居住系サービス

〈１〉施設入所支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	実人数	204	202	201	200	200	200

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から横ばいを見込んでいます。
認定審査を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

〈２〉共同生活援助

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
共同生活援助	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	実人数	65	71	77	84	91	99

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後もニーズの把握に努め、必要なサービス量の確保に努めます。そのため、地域共生社会の実現のため、地域住民の理解を促し、障がいのある人の住まいの確保に努めます。

〈３〉自立生活援助

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
自立生活援助	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	実人数	0	0	0	0	0	0

■見込みの考え方と確保策

平成 30 年度から開始されたサービスですが、実績より利用者の見込みは見込んでいません。

今後も入所施設やグループホーム等への情報提供を行い、提供体制の整備に努めます。

4. 相談支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が、安心して地域生活を送れるように一人ひとりのニーズに応じたサービスが利用できるよう、ケア計画の策定を行うと共に、継続的に計画の見直し等を行う。
地域移行支援	障害者入所施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保等、必要となる支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	実人数	199	232	243	255	267	280
地域移行支援	実人数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人数	13	13	13	13	13	13

■見込みの考え方と確保策

計画相談支援は、実績から増加、地域移行支援・地域定着支援はともに、実績から横ばいを見込んでいます。

障害者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している障がいのある人の地域移行や地域定着を進めるため、地域相談支援（住居の確保、常時の連絡体制、緊急事態への対応など）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保に努めます。

5. 地域生活支援事業

（1）必須事業

〈１〉理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

〈２〉自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動など）に対して支援します。

〈３〉相談支援事業

【障害者相談支援事業】

障がいのある人、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

基幹相談支援センターについては、今後も関係機関と協議、検討を重ねながら設置に向けて取り組みます。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・実件数／年）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援事業	実人数	121	134	253	260	270	280
	実件数	435	536	933	960	980	1,000

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。
今後も相談体制の充実に努めます。

〈４〉成年後見制度利用支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力に乏しい知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を促進するため、市長が行う成年後見制度利用の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成する。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用支援事業	実人数	5	3	9	12	16	21

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がい者の権利擁護を図ります。

〈５〉成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体による研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。

〈６〉意思疎通支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等や、要約筆記奉仕員を派遣するサービス。（この事業は、手話通訳を市に設置する事業を含む。）なお、手話については、国家資格として手話通訳士が、県の認定資格として手話通訳者があり、言葉の使い分けがされている。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設置通訳者	実人数	1	1	1	1	1	1
要約筆記	延回数	7	2	1	7	7	7
手話通訳	延回数	20	19	15	20	20	20

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から横ばいを見込んでいます。

今後も聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。

〈７〉日常生活用具給付等事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等、排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、段差の解消等、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

■実績の推移と見込み（単位：延件数／年）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護訓練支援用具	延件数	11	6	5	5	5	5
自立生活支援用具	延件数	19	14	22	20	20	20
在宅療養等支援用具	延件数	9	15	6	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	延件数	23	20	15	20	20	20
排せつ管理支援用具	延件数	2,728	2,464	2,913	2,700	2,700	2,700
居宅生活動作補助用具	延件数	3	4	2	3	3	3

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から横ばいを見込んでいます。
今後も日常生活の便宜を図り、日常生活用具等の給付を推進します。

〈８〉手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、西条市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

〈９〉移動支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する。 個別支援型：個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延時間／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業	実人数	72	70	61	70	70	70
	延時間	557	514	425	539	539	539

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から横ばいを見込んでいます。
今後も屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出のために、ガイドヘルパーの派遣や車両での移送を行います。

〈10〉地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行っています。本市では、地域活動支援センターを委託して２か所設置しています。

（2）任意事業

訪問入浴サービス事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴サービス事業	実人数	6	8	6	6	6	6
	延回数	42	37	34	42	42	42

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から横ばいを見込んでいます。

今後も外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

第４章 障害児通所支援等の見込みと確保方策

１．通所による支援

〈１〉児童発達支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児等に、通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	実人数	137	134	128	147	147	147
	延人日	676	1,025	979	1,176	1,176	1,176

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

今後もサービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

〈２〉放課後等デイサービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
放課後等デイサービス	就学中の障がい児等に、授業終了後又は夏休み等の休業日中に、通所施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
放課後等デイサービス	実人数	164	185	222	258	300	349
	延人日	1,559	1,769	2,396	2,785	3,238	3,767

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

今後もサービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

〈３〉保育所等訪問支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延人日／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等訪問支援	実人数	5	10	15	20	25	30
	延人日	5	10	15	20	25	30

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

今後もサービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

〈４〉居宅訪問型児童発達支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

■見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	延回数	0	0	0	0	0	0

■見込みの考え方と確保策

平成 30 年度から開始されたサービスですが、実績より利用者の見込みは見込んでいません。

今後も利用者への情報提供を行い、提供体制の整備に努めます。

2. 相談支援

障害児相談支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に対して、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証を行う。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児相談支援	実人数	106	130	158	198	236	288

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

3. 医療的ケア児への支援の体制づくり

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためのコーディネーターを配置する。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	実績			見込み		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
配置人数	実人数	0	0	0	0	0	1

■見込みの考え方と確保策

医療的ケア児に対するコーディネーターを社会福祉課または保健センターに配置し、医療的ケア児支援のための協議の場を活用しながら、医療的ケア児支援を総合的に調整します。

第4編　計画推進に向けて

第１章　計画の推進体制

１．計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、障がい者団体の代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所、医療・福祉・教育関係者等で構成される「西条市障がい者自立支援協議会」において、在宅サービス、通所サービス、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換をし、各施策の進捗状況の定期的な把握を図るとともに、計画の着実な推進に努めます。

２．専門従事者の育成・確保

県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の確保に努めます。とりわけ、障がい者の健康維持、機能回復、生活支援に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士、医療福祉士、訪問介護員等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催等を通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

３．行政職員の資質向上

複雑・多様化する施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第２章 計画の点検及び評価

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画における施策の取り組み状況、サービス見込み量や数値目標の達成状況については、「西条市障がい者自立支援協議会」に報告し、検証、評価を受けると共に、計画の達成に必要な施策に対する助言や提言をいただきます。また、前記の助言や提言を尊重しつつ、Plan・Do・Check・Action の管理手法をとりながら、質の高い福祉施策を推進します。

■PDCA サイクルのイメージ

第５編　資料編

1. 参考資料

■主な相談機関

主な分野	名称	所在地	電話・FAX
障がい者 福祉全般	西条市役所福祉部 社会福祉課障がい者福祉係	西条市明屋敷 164	TEL 0897-52-1214 FAX 0897-52-1294
	東予総合支所市民福祉課 福祉係	西条市周布 349-1	TEL 0898-64-2729 FAX 0898-65-4363
	丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係	西条市丹原町池田 1733-1	TEL 0898-68-7330 FAX 0898-68-4769
	小松総合支所市民福祉課 市民福祉係	西条市小松町新屋敷甲 496	TEL 0898-72-2252 FAX 0898-72-4048
保健全般	西条市役所こども健康部 健康医療推進課	西条市神拝 324-2 西条市総合福祉センター2 階	TEL 0897-52-1215 FAX 0897-52-1293
地域福祉・ 困りごと (相談支援 事業)	西条市社会福祉協議会 西条市障害者相談支援センター	西条市周布 606-1 西条市東予総合福祉センター内	TEL 0898-64-2600 FAX 0898-64-3920
	社会福祉法人あおい会 相談支援センター　星の里	西条市飯岡 3471 番地 1	TEL 0897-52-5201 FAX 0897-52-5202
就業・ 生活支援	えひめ障がい者就業・生活支援 センター	松山市道後町 2-12-11	TEL 089-917-8516 FAX 089-917-8518
	障害者就業・生活支援センター 「あみ」	今治市北宝来町 2-2-12	TEL 0898-34-8811 FAX 0898-34-8833
	障がい者就業・生活支援センター 「エール」	新居浜市泉池町 8-40	TEL 0897-32-5630 FAX 0897-31-2322
精神障がい者 支援	西条市地域活動支援センター 「さくらんぼハウス」	西条市神拝甲 324-2 西条市総合福祉センター内	TEL 0897-53-1803 FAX 0897-53-1803
	今治市障害者地域活動支援 センター「ときめき」	今治市天保山町 2-2-1	TEL 0898-34-3081 FAX 0898-34-3082
精神保健・ 難病	愛媛県心と体の健康センター	松山市本町 7-2	TEL 089-911-3880 FAX 089-923-8797
	西条保健所	西条市喜多川 796-1	TEL 0897-56-1300 FAX 0897-56-3848
	愛媛県難病相談・支援センター	愛媛大学医学部附属病院へ委託 愛媛大学医学部附属病院総合診療 サポートセンター内	TEL 089-960-5013
児童相談	東予子ども・女性支援センター	新居浜市星原町 14-38	TEL 0897-43-3000 FAX 0897-43-3004
就業	ハローワーク 西条	西条市大町 315-4	TEL 0897-56-3015 FAX 0897-56-3001
発達障がい等	東部ウイングサポートセンター	西条市大町 68-6	TEL 0897-56-8114 FAX 0897-56-8186
	西部ウイングサポートセンター	西条市丹原町池田 1561-3	TEL 0898-68-1520 FAX 0898-68-1524

2. 西条市障がい者自立支援協議会委員名簿

No.	区分	種別	氏名	所属
1	指定相談支援事業者	相談支援専門員	菅野　和久	相談支援センター 星の里
2	指定相談支援事業者	相談支援専門員	高木　浩	西条市障害者相談 支援センター
3	指定相談支援事業者	相談支援専門員	宇佐　裕次	相談支援センター キャンパス
4	指定障害福祉サービス事業者	施設福祉代表	河村　嘉浩	社会福祉法人 聖風会
5	指定障害福祉サービス事業者	居宅福祉代表	安永　正徳	西条市社会福祉 協議会
6	保健・医療関係者	小児科医	加賀田　敬郎	西条中央病院
7	保健・医療関係者	理学療法士	明比　統裕	済生会西条病院
8	保健・医療関係者	精神保健福祉士	津島　功明	西条道前病院
9	保健・医療関係者	社会福祉士	大西　亮輔	グループホーム ちとせ
10	教育関係者	教育支援施設長	佐々木　直樹	ウイングサポート センター
11	雇用関係者	障がい者就労の 担当者	酒井　美和	障がい者就業・生活 支援センター　エール
12	障がい者団体	団体代表	越智　義則	西条市障害者 団体連合会
13	学識経験者	市民の代表	渡邊　幸子	西条市民生児童 委員協議会
14	障がい者ボランティア団体	市民の代表	神野　廣美	西条市ボランティア 連絡協議会
15	障がい者等及びその家族	ボランティア	木村　絵理子	レイルネットワーク

（順不同・敬称略）

第６次西条市障がい者福祉計画
（第５次障がい者基本計画、第６次障がい福祉計画、第２次障がい児福祉計画）

発行日　　令和３年３月
編集・発行　西条市　福祉部社会福祉課
〒793-8601
愛媛県西条市明屋敷 164 番地
TEL　0897-56-5151（代）